

阿賀野市職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月21日

阿賀野市長 加藤 博幸

#### 阿賀野市条例第32号

阿賀野市職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員等の給与の特例に関する条例（平成17年阿賀野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「副市長」の次に「並びに教育長」を加え、同条中「市長」の次に「及び教育長」を加え、「令和5年4月1日」を「令和6年11月1日」に、「令和5年4月30日」を「令和6年11月30日」に改め、「(以下「特例期間」という。)」を削り、「100分の20」を「100分の10」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。